

大野市地下水保全条例の全部改正について

1. 条例改正の必要性

- 大野市では、昭和52年11月10日に全国で2番目となる地下水保全条例を公布し、市民の理解と協力の下、地下水保全施策を推進してきたところ。
- 施行以来、これまで2回の改正(S59・H8)を実施しているが、いずれも部分的な改正にとどめている。(裏面参照)
- 施行から44年が経過し、時代に対応した内容へと条例の**全部改正を行う必要性が高まっている**。(新たな関係法令や計画の策定 / 地下水を取り巻く現状と課題の変化)

2. 主な改正(案)の内容

国→H26水循環基本法施行(R3一部改正) 市→森・水保全条例・水循環基本計画

S59以降井戸枯れの記録なし

水循環の視点の追加

変更

- ・第1条 目的……………現行)井戸枯れの頻発化が背景 → 改正)地域共有の貴重な資源を将来にわたって確保する。
- ・第14条 採取量の報告……………下水道への加入が進んでいることへの対応・ポンプ能力の変化への対応。
- ・第28条 審議会の意見聴取……………条文追加に伴う意見聴取対象項目(水源保全林・涵養地域・水質保全地域)の追加。
- ・第29条 立入検査……………地下水汚染につながる可能性のある物質を扱う事業者を対象に追加。

追加

- ・第4条 事業者の責務 →流域マネジメントの観点から追加。また、事業者の責務が水循環基本法に明示された。
- ・第7～11条 地下水の涵養(雨水の地下浸透促進/水辺の整備/国・県の事業)
 - 地下水保全にとって**地下水涵養は重要項目**。また、大野市水循環基本計画にも涵養機能の維持・向上について明記
- ・第15・17・18・20条 地下水の採取(大規模地下水採取による周辺への影響抑制/工事による地下水への影響に対する処置/地下水への影響に対する措置命令/地下水の有効利用)
- ・第21～27条 地下水の汚染防止(対象物質の使用量の削減等・適正管理/地下浸透の防止/公害防止協定/地位の継承/事故時の措置/地下水汚染対策本部の設置)
 - **大野市水循環基本計画において「リスク管理型水循環の構築」を掲げている**。同計画において、水を活用した地域振興について明示している。

削除……………既採取者の届出(現第7条)

3. 目次(案)

- 現行16条から31条へ
- 5つの章立てにより構成を整理

New

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 地下水の涵養(第7条～第11条)
- 第3章 地下水の採取(第12条～第20条)
- 第4章 地下水の汚染防止(第21条～第27条)
- 第5章 雑則(第28条～第31条)

現行

- (目的)第1条
- (用語の意義)第2条
- (市の責務)第3条
- (地下水採取者の責務)第4条
- (市民の責務)第5条
- (地下水採取の届出)第6条
- (既採取者の届出)第7条
- (変更等の届出)第8条
- (水量測定器の設置等)第9条・10条
- (改善勧告等)第11条
- (公表)第12条
- (融雪装置の使用の制限)第13条
- (審議会の意見聴取)第14条
- (立入調査)第15条
- (規則への委任)第16条

4. 改正の対象外項目

「協力金の導入」・「地下水採取規制の導入」などは今回の改正の対象外とする。



市民アンケートの実施(R4)

地下水対策審議会で十分な議論(R4・5)

必要に応じて一部改正(R6以降)

5. 目指す姿

条例改正により、現状と課題に応じた地下水マネジメントの取り組みを加速させ、地下水汚染などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「**持続可能な地下水の保全と利用**」の実現を目指します。

沿革情報

- 昭和52年11月10日 条例第25号 策定
- 昭和59年10月6日 条例第29号→第13条第2項を追加する改正（融雪装置の使用の基準を追加）
- 平成8年12月25日 条例第20号→条例の条・項等の整備に伴う改正

| 改正箇所 | 改正内容 |
|---------|--------------|
| 第8条第2項 | 第6条及び第7条→前2条 |
| 第12条（3） | 11条→前条 |